

事業名：体力向上支援事業



Q1 この仕事は、誰のために、何をしていますか？

市内中学校生徒の部活動を通じた体力向上のための事業です。部活動の大会等の運営に係る三原市中学校体育連盟への補助、中学校体育連盟が運営に関わる大会に参加する生徒の交通費補助、部活動指導に係る指導員の配置を行っています。



Q2 この仕事に、私たちの税金がどのように使われていますか？

三原市中学校体育連盟の運営費の補助、中学校体育連盟が運営に関わる大会等、に参加する生徒の交通費補助、そして、教職員の代わりに部活動を指導する指導員への報酬として使われています。



Q3 この仕事が行われることによるメリットは？

部活動指導員を配置することで、専門的な技術指導を受けられるとともに、教職員の働き方改革につながっています。また、中学校体育連盟の運営補助や大会に参加する生徒の交通費補助で、生徒が普段の練習の成果を発揮できる環境づくりをしています。それが、三原市内の子供たちの体力向上につながるととらえています。



Q4 この仕事はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

平成31年度内に事業整理を行い、令和2年度から本事業として整理し実施しています。今後、中学校の部活動については、国が今後示す部活動地域移行の方向性を踏まえ、市として見直し等を検討していきます。



事業シート（概要説明書）

予算事業名	体力向上支援事業			事業開始年度	令和2年度				
上位施策事業名	2-1-1 学校教育の充実			担当局・部名	教育部				
根拠法令等				担当課・係名	学校教育課				
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			作成責任者	久藤玄明				
実施の背景	<p>これまで中学校部活動について、スポーツや文化芸術に興味関心がある生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上以外にも、先輩や後輩との交流の中で生徒同士、そして生徒と教師等との好ましい人間関係づくり、そして連帯感や責任感、自己肯定感の涵養など、教育的な意義があるものとして考えられてきた。しかし、少子化が進む中で、部活動がこれまでと同じような体制で行われることが難しくなり、学校によっては様々な理由でいくつかの部活動の存続ができなくなっている。また、「働き方改革」が進む中で、教師の専門性の有無や意思に関わらず顧問を務めなければならない仕組みを続けることは、一層、難しくなっている。</p>								
目的 (何のために)	<p>中学校部活動について、徐々に地域に移行する流れや働き方改革において改革が進む中においても、三原市内の生徒に広くスポーツ・文化の実践の機会を与えることを目的としている。また、中体連による大会運営費を補助すること、大会等の参加にかかる生徒・保護者の負担を軽減することにより、生徒が部活動の成果を発揮する環境を整備することを目的としている。</p>								
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	三原市内の中学校生徒			対象者数（全住民に対する割合）				
					2381	人	(2.7 %)		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者： ）							
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：三原市中学校体育連盟 実施主体：同左） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）		事業費		活動指標				
	中学校クラブ活動大会参加交通費補助 ・大会等に参加する生徒の交通費等に要する経費補助 ・負担軽減を図り、広く生徒にスポーツ・文化の実践の機会を与え、心身ともに健全な育成を図る。 ・補助対象大会は、中体連や公機関開催の大会等 ・補助対象生徒は、選手や出演者 ・交通費や宿泊費を補助。		5,603	千円	補助金額				
	三原市中学校体育連盟補助 ・中学校生徒の健全な発達、体力の増強及び体育・スポーツの振興を図ること。 ・補助対象経費は、会議費、旅費、負担金、大会運営費、大会参加費、県大会派遣費、強化費、事務費。		3,500	千円	補助金額				
部活動指導員 ・部活動指導の充実及び教職員の負担軽減を図る。 ・第二中、第三中において、計5部活に配置。		2,022	千円	任用人数及び部活動数					
関連事業 (同一目的事業等)	令和4年度：スポーツ振興課「スポーツやりたいけん事業」660千円 ・中学生対象に、学校部活動が無いまたは少ない競技について、学校外でのスポーツの場を提供する。3種目 令和5年度：スポーツ振興課「地域スポーツ活動推進事業」1,320千円 ・令和4年度の「スポーツやりたいけん事業」を拡充。5種目								
コスト	令和5年度（予算）		令和4年度（決算見込）		令和3年度（決算）		令和2年度（決算）		
	事業費合計	12,745千円	11,231千円	8,085千円	5,784千円				
	事業費内訳 (令和4年度分)	中学校クラブ活動大会参加交通費補助 5,603千円 三原市中学校体育連盟補助 3,500千円 部活動指導員 2,022千円 賠償責任保険料 49千円 印刷製本費 57千円							
	担当正職員	2.45人	14,700千円	2.45人	14,700千円	2.45人	14,700千円	2.45人	14,700千円
	臨時職員等	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円
人件費合計	2.45人	14,700千円	2.45人	14,700千円	2.45人	14,700千円	2.45人	14,700千円	
総事業費	27,445千円	25,931千円	22,785千円	20,484千円					
財源 内訳	国県補助金	1,792千円	1,792千円	1,212千円	1,097千円				
	国県補助金の内容		部活動指導員配置促進事業費補助金						
	地方債	0千円	0千円	0千円	0千円				
	その他の財源 (使用料、手数料など)	0千円	0千円	0千円	0千円				
	その他の財源の内容								
一般財源	25,653千円	24,139千円	21,573千円	19,387千円					
財源合計	27,445千円	25,931千円	22,785千円	20,484千円					

事業シート（概要説明書）

予算事業名		体力向上支援事業			事業開始年度		令和2年度
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度
		中学校クラブ活動大会参加交通費補助		千円	5,603/6,500	3,246/3,246	1,138/6,200
		三原市中学校体育連盟補助		千円	3,500/3,500	3,200/3,200	3,000/3,000
	部活動指導員		人	7/7	6/6	5/5	
単位当たりコスト	総事業費	/	市内中学生人数	円	10,891	9,570	8,603
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	<p>・中学生の体力の向上を図る。体力運動能力状況調査において、市の平均が全国平均を上回る種目の割合を75%以上とする。</p> <p>・体力運動能力調査における「運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか。」の項目において、肯定的評価を行う生徒の割合を75%以上とする。</p>					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度
		8種目ある体力運動能力状況調査において、市の平均が全国平均を上回る種目数の割合を75%以上とする。		%	100/75	93.8/75	/
「運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか。」を肯定的評価とした生徒の割合		%	85.1/75	85.6/75	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<p>【自己評価】 体力の向上や運動好きの生徒の割合増加に係り、他の要因も影響することがあると考えるが、本事業の成果も十分にありと考える。</p> <p>【課題】 部活動指導員について、それを担う候補者不足がある。教職員や学校で勤務しようとする者が不足している状況と同様である。退職した教職員も他の職に就くことが多い。</p> <p>【今後の方向性】 中学校の部活動改革、働き方改革にともない、今後、公益財団法人日本中学校体育連盟の動向を注視し、三原市の中学校体育連盟と協議しながら、補助金及び大会参加交通費補助金の金額や部活動指導員の増加に係る検討が必要である。ただ、国が他団体と調整し、どのように方向性を示すかにより、中学校部活動の運営が変わってくる。そのため、中学校体育連盟への補助金額増減や部活動指導員の人数増減について、柔軟に対応しなければならない。</p>					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）							
特記事項							

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	体力向上支援事業	事業開始年度	令和2年度	
団体名	三原市中学校体育連盟			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	三原市中学校体育連盟補助金交付要綱			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの補助金	0 千円	旅費	23 千円
	県からの補助金	70 千円	負担金	1,085 千円
	市町村からの補助金	3,500 千円	大会運営費	1,398 千円
	委託料・指定管理料	0 千円	大会参加費	732 千円
	補助金	3,500 千円	強化費	325 千円
	その他	0 千円	事務費	7 千円
	その他 ()	0 千円		千円
総計	3,570 千円	総計	3,570 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	三原市中学校体育連盟は、市内各中学校の加盟運動部をもって組織している。目的は「市内各校の中学校体育の健全な普及発展を図り、各加盟運動部活動相互の連絡及び調整を図ること」とされている。本連盟には次の数の役員を置いている(会長1, 副会長1, 理事長1, 副理事長1, 会計1, 南部地区代表理事1, 研究部員1, 各専門委員長(12競技)1ずつ, 各校理事2ずつ, 会計監査2)。会長及び副会長は三原市内中学校の校長会において推薦し、理事会で決定される。									
	資本金	3,500 千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	3,500 千円		役員	延べ33名					
	出資比率	100 %		職員						
団体全体の収支状況	収入				支出					
	国からの補助金	0 千円	事業費	3,600 千円						
	県からの補助金	100 千円	管理費	0 千円						
	市町村からの補助金	3,500 千円	人件費	0 千円						
	委託料・指定管理料	0 千円	その他 ()	0 千円						
	補助金	3,500 千円	総計	3,600 千円						
	その他	0 千円								
	その他 ()	0 千円								
総計	3,600 千円	収支差	0 千円							
特記事項	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円									
財務諸表URL										

体力運動能力状況調査

三原市の結果について(R1, R3, R4の調査結果を比較)

小学校		握力(kg)	上体起こし(cm)	長座体前屈(cm)	反復横とび(回)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅とび(cm)	ソフトボール投げ(m)	
5年	男子	三原市(R1)	17.61	22.45	35.28	44.08	55.31	9.28	157.06	25.42
		三原市(R3)	16.54	20.26	34.48	42.84	50.40	9.32	155.78	22.23
		三原市(R4)	16.58	19.20	34.25	40.44	48.16	9.39	149.69	22.69
	女子	三原市(R1)	17.47	21.73	39.55	42.14	47.87	9.47	151.93	15.41
		三原市(R3)	16.73	19.17	37.93	40.75	41.24	9.51	149.94	13.69
		三原市(R4)	16.63	17.99	38.40	38.84	38.91	9.63	143.09	14.60

中学校		握力(kg)	上体起こし(cm)	長座体前屈(cm)	反復横とび(回)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅とび(cm)	ハンドボール投げ(m)	
2年	男子	三原市(R1)	29.95	28.61	46.98	54.63	86.01	7.77	197.42	21.28
		三原市(R3)	28.36	26.97	42.32	52.88	85.84	7.80	201.48	21.58
		三原市(R4)	29.46	26.61	45.05	53.02	83.64	7.94	205.33	21.75
	女子	三原市(R1)	24.77	25.83	50.02	50.42	63.79	8.69	173.89	14.65
		三原市(R3)	23.73	24.27	48.71	48.09	58.32	8.70	173.99	14.16
		三原市(R4)	23.36	21.62	47.05	48.27	52.04	8.93	172.30	13.29

体力運動能力状況調査

三原市(R4)と広島県(R4)・全国(R4)の比較について

小学校		握力(kg)	上体起こし(cm)	長座体前屈(cm)	反復横とび(回)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅とび(cm)	ソフトボール投げ(m)	
5年	男子	三原市(R4)	16.58	19.20	34.25	40.44	48.16	9.39	149.69	22.69
		広島県(R4)	16.07	18.99	33.71	40.51	45.89	9.52	151.92	22.21
		全国(R4)	16.21	18.86	33.79	40.36	45.92	9.53	150.83	20.31
	女子	三原市(R4)	16.63	17.99	38.40	38.84	38.91	9.63	143.09	14.60
		広島県(R4)	15.99	18.21	38.13	38.89	37.01	9.68	145.93	13.85
		全国(R4)	16.10	17.97	38.18	38.66	36.97	9.70	144.55	13.17

中学校		握力(kg)	上体起こし(cm)	長座体前屈(cm)	反復横とび(回)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅とび(cm)	ハンドボール投げ(m)	
2年	男子	三原市(R4)	29.46	26.61	45.05	53.02	83.64	7.94	205.33	21.75
		広島県(R4)	29.12	26.09	44.25	51.68	76.93	7.97	197.10	20.64
		全国(R4)	28.99	25.74	43.87	51.05	78.07	8.06	196.89	20.28
	女子	三原市(R4)	23.36	21.62	47.05	48.27	52.04	8.93	172.30	13.29
		広島県(R4)	23.14	22.22	46.70	46.35	49.95	8.89	167.43	12.87
		全国(R4)	23.21	21.67	46.07	45.81	51.60	8.96	167.04	12.45

全国平均・広島県平均のどちらも上回った種目の割合

【小学校男子】 県・全国平均を上回った種目の割合	8種目中5	62.5%	【中学校男子】 県・全国平均を上回った種目の割合	8種目中8	100.0%
【小学校女子】 県・全国平均を上回った種目の割合	8種目中5	62.5%	【中学校女子】 県・全国平均を上回った種目の割合	8種目中7	87.5%
【小学校全体】 県・全国平均を上回った種目の割合	16種目中10	62.5%	【中学校全体】 県・全国平均を上回った種目の割合	16種目中15	93.8%

三原市の結果及び広島県との比較

(運動やスポーツをすることは好きですか)

三原市の結果

小学校5年		好き	やや好き	ややきらい	きらい
男子	R3	70.8%	19.2%	5.8%	4.2%
		90.0%		10.0%	
女子	R4	66.6%	23.6%	5.9%	3.9%
		90.2%		9.8%	
男女合計	R3	52.9%	27.5%	16.5%	3.1%
		80.4%		19.6%	
男女合計	R4	45.0%	35.3%	10.7%	9.0%
		80.3%		19.7%	
男女合計	R3	61.9%	23.4%	11.2%	3.7%
		85.2%		14.8%	
男女合計	R4	55.8%	29.5%	8.3%	6.5%
		85.3%		14.8%	

広島県との比較

小学校5年		好き	やや好き
男子	三原市(R4)	93.9%	
	広島県(R4)	93.1%	
女子	三原市(R4)	87.7%	
	広島県(R4)	87.7%	

三原市の結果

中学校2年		好き	やや好き	ややきらい	きらい
男子	R3	70.8%	19.2%	5.8%	4.2%
		90.0%		10.0%	
女子	R4	66.6%	23.6%	5.9%	3.9%
		90.2%		9.8%	
男女合計	R3	52.9%	27.5%	16.5%	3.1%
		80.4%		19.6%	
男女合計	R4	45.0%	35.3%	10.7%	9.0%
		80.3%		19.7%	
男女合計	R3	61.9%	23.4%	11.2%	3.7%
		85.2%		14.8%	
男女合計	R4	55.8%	29.5%	8.3%	6.5%
		85.3%		14.8%	

広島県との比較

中学校2年		好き	やや好き
男子	三原市(R4)	90.2%	
	広島県(R4)	89.6%	
女子	三原市(R4)	80.2%	
	広島県(R4)	79.5%	

三原市中学校体育連盟補助金交付要綱を次のように制定する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

三原市長 天 満 祥 典

三原市中学校体育連盟補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中学校生徒の健全な発達、体力の増強及び体育・スポーツの振興を図ることを目的に活動する三原市中学校体育連盟に補助金を交付することに関し、三原市補助金等交付規則(平成 1 7 年三原市規則第 5 6 号。以下「規則」という。)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる団体)

第 2 条 補助対象団体は、三原市中学校体育連盟とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 中学校の体育・スポーツ活動の振興に関する事業
- (2) 体育・スポーツ活動に係る指導力の向上に関する事業
- (3) 体育・スポーツ活動に係る大会開催事業

(補助対象経費等)

第 4 条 補助の対象となる経費は、前条の事業に要する経費とし、次のとおりとする。

- (1) 会議費
- (2) 旅費(南部地区、広島県等の理事会への参加、市内連絡調整)
- (3) 負担金(中体連加盟、保険料等)
- (4) 大会運営費(会場使用料、審判費、輸送費等)
- (5) 大会参加費(県選手権大会、中国地区大会、全国地区大会等)

- (6) 県総合体育大会派遣費
 - (7) 強化費（合同合宿及び練習会，審判講習会等）
 - (8) 事務費（用紙代，封筒代，通信費，振込手数料等）
- （補助金の額）

第5条 補助金の上限額は，490万円とし，予算の範囲内において交付するものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする三原市中学校体育連盟の代表者（以下「代表者」という。）は，規則第4条に規定する補助金交付申請書及び必要書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は，前条の規定による申請があったときは，速やかにその内容を審査し，適当と認めたときは，補助金の交付を決定し，規則第7条の補助金等交付決定通知書により，代表者に通知するものとする。

（計画の変更）

第8条 補助金等の交付の決定を受けた代表者は，前条の規定により交付決定通知書を受けた後に補助行事の変更を行うときは，規則第13条の補助事業等計画変更承認申請書を提出し，市長の承認を得なければならない。

2 市長は，前項の申請書を受理したときは，変更内容を審査の上，前条の規定による決定を変更することができる。

（変更等の承認及び通知）

第9条 市長は，前条の規定による申請書の提出があったときは，速やかにその内容を審査し，適当と認めたときは，規則第14条の補助金等変更決定通知書により，代表者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 代表者は，事業が完了したときは，速やかに規則第15条の事業完了実績報告書に次の書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支報告

(3) 収支決算書の内訳がわかる関係書類又は領収書

(4) 前3号に定めるほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第16条の補助金等の額の確定通知書により、代表者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第18条の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条及び前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達するため必要があるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為によって、補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定又は補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(補助金の調査又は報告)

第14条 市長は、代表者に対し、補助金の執行について必要があるときは、適宜、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

三原市中学校クラブ活動大会参加交通費等補助金交付要綱

平成28年3月31日

要綱第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市立中学校の部活動等にかかわり、大会等に参加する生徒の交通費等に要する経費について、義務教育における経費負担軽減を図り、かつ、生徒に広くスポーツ・文化の実践の機会を与え、心身ともに健全な育成を図ることを目的として、予算の範囲内で三原市中学校クラブ活動大会参加交通費等補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則(平成17年三原市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる大会等)

第2条 補助の対象となる大会及び演奏会等(以下「補助行事」という。)は、中学校体育連盟等、公の機関が主催又は共催する大会等で、次のとおりとする。

- (1) 広島県内で開催される大会等
- (2) 中国地区内で開催される大会等で、広島県全域を参加対象として開催された大会等において優秀な成績を収め、選抜されて参加するもの
- (3) 全国を参加対象として開催される大会等で、広島県全域又は中国地区を参加対象として開催された大会等において優秀な成績を収め、選抜されて参加するもの
- (4) その他市長が必要と認める大会等

(補助の対象生徒)

第3条 補助の対象となる生徒(以下「対象生徒」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 補助行事に選手として参加する生徒(補欠選手を含む。)
- (2) 補助行事に出演者として参加する生徒

(補助金の額)

第4条 補助金の上限額は、対象生徒に係る次の各号に定める額の合算額とする。

- (1) 交通費 学校と補助行事会場との間の合理的かつ経済的な経路に係る往復の交通費の額(団体割引が適用される場合は、当該割引後の額)と実費額を比較

していずれか低廉な額

- (2) 宿泊料 補助行事の実施要項等に定める額。ただし、実施要項等に複数の宿泊先が指定されている場合は、最も低廉な額を対象とし、宿泊数は大会参加に当たって必要最小限度の宿泊数とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助行事の参加に当たり必要となる経費で市長が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市以外の団体から補助を受けているものについては、対象としない。

(補助金の交付申請等に係る手続の委任)

第5条 対象生徒が在籍する学校の校長及び広島県中学校体育連盟に地域スポーツ団体として認定されている団体の代表者(以下「所属校長等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項に係る手続を行うものとする。

- (1) 補助金の交付申請に関すること。
- (2) 補助金の請求に関すること。
- (3) 補助金の受領に関すること。
- (4) 補助金の返還に関すること。

(交付の申請)

第6条 前条の規定による委任を受けた所属校長等は、規則第4条に規定する補助金交付申請書及び実施計画書(様式第1号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第7条の補助金等交付決定通知書により、所属校長等に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助金等の交付の決定を受けた所属校長等は、前条の規定により交付決定通知書を受けた後に補助行事の変更を行うときは、規則第13条の補助事業等計画変更承認申請書を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、変更内容を審査の上、前条の規定による決定を変更することができる。

(変更等の承認及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、規則第14条の補助金等変更決定通知書により、所属校長等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 所属校長等は、事業が完了したときは、速やかに規則第15条の事業完了実績報告書を作成し、必要に応じて別に定める書類を添え、補助事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第16条の補助金等の額の確定通知書により、所属校長等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 所属校長等は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第18条の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条及び前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(剰余金の返還)

第13条 所属校長等は、前条の規定による補助金の額が確定した場合において、既に交付を受けた補助金に剰余金が生じたときは、当該剰余金を速やかに返還しなければならない。

(補助金の調査又は報告)

第14条 市長は、所属校長等に対し、補助金の執行について必要があるときは、適宜、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、所属校長等が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

三原市教育委員会部活動指導員設置要綱

令和 5 年 5 月 1 日

要 綱 第 7 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 78 条の 2 に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）の設置について、三原市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年三原市条例第 9 号）、三原市会計年度任用職員の給与等の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年三原市規則第 3 号）、三原市会計年度任用職員の勤務時間、休憩等に関する規則（令和 2 年三原市規則第 4 号）及び三原市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和 2 年三原市規則第 5 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 部活動指導の充実及び教職員の負担軽減を図るため、三原市立中学校（以下「中学校」という。）に指導員を置く。

(業務)

第 3 条 指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全又は障害予防に関する知識及び技能の指導
- (3) 学校外(大会、練習試合等をいう。)の指導
- (4) 用具及び施設の点検及び管理
- (5) 部活動での管理運営(会計管理等をいう。)
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間及び月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) その他教育委員会が特に必要と認めた業務

(任用)

第 4 条 指導員は、次に掲げるいずれにも該当する者から、教育委員会が任用す

る。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会その他中央競技団体認定の指導者資格又は
中学校教員免許状を有する者
- (2) 各種目の実技指導に堪能で、20歳以上の者
- (3) 部活動又は地域のスポーツ若しくは文化活動の指導経験を有する者

(服務)

第5条 指導員の勤務日及び勤務時間については、次のとおりとする。

- (1) 指導員の勤務日は、教育委員会が割り振りを行い、あらかじめ指導員ごとに指定する日とする。
- (2) 指導員の勤務時間は、年間240時間以内とし、週（土曜日及び日曜日を含む。）11時間以内とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(三原市中学校部活動指導員設置要綱の廃止)
- 2 三原市中学校部活動指導員設置要綱（平成31年三原市要綱第12号）は、廃止する。

MEMO
